

<H17 - pm1 - A：問題>

次の文は、各測量計画機関が実施する測量について述べたものである。測量法第五条に規定する「公共測量」に該当するものには○を、該当しないものには×及びその理由を、それぞれ解答欄に記せ。

ただし、測量に要する経費は、全て測量計画機関が負担するものとする。

1. A県が、建物管理のため、縮尺 $1/300$ の県庁舎平面図を平板測量により作成した。
2. B市が、河川管理のための水準測量を、公共測量で設置された1級水準点3点を使用して行った。往復観測値の較差の許容範囲は $10\text{mm}/\sqrt{S}$ である(ただし、Sは km単位の片道の観測距離)。
3. C市が、縮尺 $1/2,500$ の都市計画図を編集して、縮尺 $1/10,000$ の管内図を作成した。
4. 国土地理院が、高さの基準のための水準測量を、1等水準点4点を使用して行った。往復観測値の較差の許容範囲は $2.5\text{mm}/\sqrt{S}$ である(ただし、Sは km単位の片道の観測距離)。
5. D建設株式会社が、三角点を5点使用する写真測量により、縮尺 $1/5,000$ の現況図を作成した。

<H17 - pm1 - B：問題>

次の文は、測量法第五条に規定する「公共測量」の手続きに関する事項について述べたものである。
下線の語句が正しいものには○、誤っているものは正しい語句を、それぞれ解答欄に記せ。

1. 測量計画機関は、公共測量を実施しようとする場合においては、あらかじめ当該測量に関し観測機械の種類、観測法、計算法などを規定した ① 作業規程 を定めて、② 関係都道府県知事 の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
2. 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、精度及び方法などを記載した ③ 計画書 を添えて、あらかじめ ④ 国土地理院の長 の技術的助言を求めなければならない。
3. 測量を実施しようとする者は、⑤ 関係都道府県知事 の承認を得て、基本測量のために設置した ⑥ 測量標 を使用することができる。
4. 測量計画機関の長は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を ⑦ 国土大臣 に通知しなければならない。
5. 測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、遅滞なく、その写しを ⑧ 関係知事 に送付しなければならない。

平成 17 年度 測量士試験 問題 午後「No1：必須」

<H17 - pm1 - C：問題>

地方公共団体が行う公共測量に該当する測量作業とその目的を例にならって一つあげ、その作業を実施するにあたって、測量法第一条(目的)に定めるように、「測定の重複を除き」、「測定の正確さを確保する」ために行うべきことを、それぞれ 30 字以内で解答欄に記せ。

ただし、例にあげた「道路台帳図作成」は除く。

例

測量作業名： 道路台帳図作成

測量作業の目的： 道路の維持管理

※ 以降のマス目は、実際の試験問題には記述されていません。

測量作業名：

測量作業の目的：

平成 17 年度 測量士試験 問題 午後「No1：必須」

<H17 - pm1 - D：問題>

測量作業の責任者は、作業の実施にあたって、精度管理、工程管理などの作業管理を行うとともに、下記の1～3の各事項についても注意を払う必要がある。これらの具体的内容を、それぞれ70字以内で解答欄に記せ。

1. 安全の確保
2. 作業実施の現地説明
3. 個人情報の管理

※ 以降のマス目は、実際の試験問題には記述されていません。

1.

2.

3.
